

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市条例第29号

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成16年桑名市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第13条及び第14条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。